

給与支払報告書の提出は、1月31日（金）までです。

※なるべく1月24日（金）までに提出いただきますようご協力をお願いします。

令和7年度 住民税特別徴収

給与支払報告書の提出について

千葉県及び県内全市町村では、法令遵守と納税者の利便性向上の観点から、個人住民税の特別徴収（給与天引き）を徹底しております。地方税法上、所得税の源泉徴収義務のある事業所は、個人住民税の特別徴収を行う義務がありますので、ご理解とご協力をお願いします。なお、一定の要件に該当する場合は、普通徴収が認められる場合がありますので、詳しくは、「3. 普通徴収切替理由の記入について」をご覧ください。

1. 提出するもの

- 給与支払報告書（総括表）
- 給与支払報告書（個人別明細書）

給与支払報告書は、給与受給者の令和7年1月1日現在（令和6年中に退職した方は、退職した日）居住する市区町村長あてに、それぞれ提出してください。令和6年中に我孫子市在住の従業員の方へ給与の支払がない場合は、提出不要です。

独自の総括表を使用する場合でも、当市から送付した総括表を必ず添付して提出してください。

「給与支払報告書」は該当の市区町村長あてに提出、「源泉徴収票」は本人に交付してください。

給与の支払い金額が2,000万円を超える方について年末調整は不要となっておりますが、給与支払報告書の提出は必要ですので、必ず作成の上、該当市区町村に提出してください。

なお、総括表の「当市報告人員内訳」に記入した人数と個人別明細書の枚数が一致することを確認して提出してください。

※ 支払金額が法人役員150万円、一般の受給者500万円を超える方等については、一枚目がオレンジ刷の個人別明細書を使用してください。

※ 令和4年分から「給与支払報告書（総括表）（個人別明細書）」は1枚のみ（正本のみ）の提出となりました。

※ eLTAによる提出の場合には、別途紙での提出の必要はありません。

※ 給与支払報告書の提出が遅れると、当初の課税に間に合わない場合があります。



2. 給与支払報告書（総括表）の記入について

令和7年度(令和6年分)給与支払報告書(総括表) 1月31日(金)までに提出してください。

追加 訂正	令和7年1月24日 提出	特別徴収義務者指番号	51010298
給与の 支払期間		6年1月分から12月分まで	提出区分
個人番号 又は法人番号		9000020122220	給与支払の 方法及び期日
郵便番号		〒270-1192	退職者分
(フリガナ)		キケンアビコシアビコ	各月25日
所在地 (住所)		千葉県我孫子市我孫子1234番地	事業種目その他 必要な事項
(フリガナ)		アビコシアビコ	行政サービス
名 (氏名)		我孫子市役所	提出先 市区町村数
代表者 の氏名		我孫子 太郎	10
経 理 責 任 者 の 氏 名		我孫子	受給者総人数
連絡 者 の 氏 名 及 び 電 話 番 号		電話 04-7185-1111 内線	60人
会計事務 所 の 名 称 及 び 電 話 番 号		電話 04-7185-1136	当市報告人員内訳
※名称や所在地等に変更がある場合は赤色で修正してください。			特別徴収 (給与天引き)
提出を希望 する金融機関 の名称及び所在地			5人
納 入 書			普通徴収 (管理費・修繕費の 合計)
			5人
			合計
			10人
			所轄税務署
			柏 税務署
			要・不要
			*

個人又は法人番号を必ず記入してください。

指定番号をお持ちの場合は、記入してください。

印字されているフリガナ・名称・所在地・電話番号等に変更がある場合は、記入例のように赤字の見え消しで修正してください。この総括表で変更箇所を修正して提出した場合には、「所在地・名称等変更届出書」の提出は別途必要ありません。送付先を別途設けたい場合は、送付先住所を併せて記入してください。

退職等により令和7年度特別徴収できない人数を記入してください。記入の際には、この総括表の下部にある普通徴収切替理由欄を記入し、合計（普A～普F）人数と一致しているか確認してください。

我孫子市在住者ではなく、令和6年中に給与支払のあった従業員の総数を記入してください。

「要」となっている場合は、税額決定通知書とともに納税額が印字された納入書を送付します。

3. 普通徴収切替理由の記入について

- 「普通徴収切替理由」の記入がない場合、原則どおり特別徴収となります。
- 普通徴収を認める基準（普A～普F）以外の普通徴収への切替は認められません。普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に該当する符号（普A、普Bなど）もしくは、理由（給与が不定期など）を記入してください。
 - ※eLTA等の電子媒体で提出する場合も含みます。
- 特別徴収に該当する方と普通徴収に該当する方がいる場合は、「1. 提出するもの」の図のように、特別徴収分が普通徴収分の上になるようにして提出してください。
- 普Bは、主たる給与から特別徴収となる乙欄該当者などが対象になります。
- 普Fに該当する退職予定者の場合は、退職予定日を記入してください。

給与支払報告書（個人別明細書） 記入例

※区分	(受給者番号)											
支払を受ける者	②	9 0 0 0 0 2 0 0 0 0 3 0										
	住所	我孫子市我孫子1858番地										
	氏名	アビコ タロウ 我孫子 太郎										
種別	支 払 金 額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額									
給与・賞与	内 4,500,000 円	3,160,000 円	2,272,364 円									
(源泉) 控除対象配偶者	配偶者(特別)の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)			16歳未満扶養親族の数		障害者の数(本人を除く)		非居住者である親族の数			
の有無等	老人	特定	老人	その他	特別	その他						
○	380,000 円	1 人	1 人	1 人	2 人	1 人						
社会保険料の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額						
内 463,000 円		59,364 円		30,000 円		44,350 円						
(摘要) ③ 前職1:我孫子会計事務所 R6.6.30退職 支払金額 2,000,000円 社会保険料 200,000円 前職2:我孫子商事 R6.1.30退職 支払金額 500,000円 源泉徴収時所得税控除済額 0円 控除外額 150,000円												
④	新生命保険料の金額	16,832 円	旧生命保険料の金額	67,350 円	介護医療保険料の金額	12,300 円	新個人年金保険料の金額	5,226 円	旧個人年金保険料の金額			
⑤	住宅借入金等特別控除適用数	1	居住開始年月日(1回目)	4年4月1日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住	住宅借入金等年末残高(1回目)					
	住宅借入金等特別控除可能額	156,000 円	居住開始年月日(2回目)		住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)					
⑥	(フリガナ)	アビコ ケヤキ			区分	配偶者の合計所得		国民年金保険料等の金額	旧長期損害保険料の金額			
	氏名	我孫子 けやき						基礎控除の額	所得金額調整控除額			
控除対象扶養親族	(フリガナ)	アビコ ツツジ			区分	⑦	(フリガナ)	アビコ ハジメ			5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号	
	氏名	我孫子 つつじ					氏名	我孫子 ー				
	個人番号	9 0 0 0 0 2 0 0 0 0 3 4					個人番号	9 0 0 0 0 2 0 0 0 0 3 1				
	(フリガナ)	アビコ ウナキチ			01		(フリガナ)	アビコ ジロウ				
氏名	我孫子 うなぎ				氏名	我孫子 二郎						
個人番号	9 0 0 0 0 2 0 0 0 0 3 5				個人番号	9 0 0 0 0 2 0 0 0 0 3 2						
(フリガナ)					(フリガナ)							
氏名					氏名							
個人番号					個人番号							
(フリガナ)					(フリガナ)							
氏名					氏名							
個人番号					個人番号							
未成年者	死亡	障害	本人が障害者	その他	専ら	ひとり親	勤労学生	中途就・退職		受給者生年月日		
○								6 11 30	昭和	50 8 1		
個人番号又は法人番号	9 0 0 0 0 2 0 1 2 2 2 2 0 (右詰で記載してください。)											
住所(居所)又は所在地	我孫子市我孫子1234番地											
氏名又は名称	我孫子市役所										(電話)	04-7185-1111

A

4. 給与支払報告書（個人別明細書）の記入について

右頁の給与支払報告書（個人別明細書）記入例と以下の①～⑦を確認し、作成してください。

- ① 個人番号を必ず記入してください。フリガナも正確に漏れなく記入してください。婚姻等により事業所内で旧姓や通名を使用している場合も、住民登録上の氏名を記入してください。
- ② 令和7年1月1日現在の住所（退職者は退職時の住所）又は居所を記入し、該当の市区町村に提出してください。単身赴任等で住民登録地は別の市区町村だが、我孫子市に居住しており、我孫子市での課税を希望する場合は、我孫子市の住所と令和7年1月1日現在の住民登録地を記入してください。
- ③ ・前職給与が2か所以上ある場合は、各前職分の情報を記入してください。
(摘要欄の例) 前職1：我孫子会計事務所 R6.6.30退職 支払金額 2,000,000円 社会保険料 200,000円
前職2：我孫子商事 R6.1.30退職 支払金額 500,000円
- ④ 該当する保険の支払いがある場合は、各支払金額を忘れずに記入してください。
- ⑤ 住民税「住宅借入金等特別控除」摘要の判定に使用しますので、該当がある場合は必ず記入してください。住宅借入金等特別控除の区分の欄について、適用の受けている住宅借入金等特別控除の区分を記入し、住宅の取得等が特定取得に該当する場合には「(特)」、特別特定取得に該当する場合には「(特特)」を併せて記入してください。記入に不足がある場合は、住民税への「住宅借入金等特別控除」の適用ができません。
- ⑥ 配偶者控除の対象となる配偶者及び扶養控除の対象となる扶養親族の氏名等を記入してください。

控除対象扶養親族の区分

控除対象扶養親族の区分	記載方法
居住者	空欄 (eLTAXの場合は、「00」)
非居住者 (30歳未満又は70歳以上)	01
非居住者 (30歳以上70歳未満かつ留学生)	02
非居住者 (30歳以上70歳未満かつ障害者)	03
非居住者 (30歳以上70歳未満かつ生活費又は教育費を38万円以上受取)	04

- ⑦ 平成21年1月2日以降生まれの方が対象となります。16歳未満の扶養親族に応じた所得控除額はありますが、該当親族がいる場合は、対象者の氏名等を記入してください。住民税非課税基準の判定や、各種行政サービスを受ける際に必要となる場合があります。

5. eLTAX 及び光ディスクでの提出について

令和3年(2021年)1月以後提出する給与支払報告書については、前々年における給与所得の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が 100 枚以上(改正前:1,000 枚以上)であるときには、eLTAX又は光ディスクにより提出する必要があります。

eLTAXを利用して、普通徴収の給与支払報告書を提出される場合は、「普通徴収」にチェックを入力し(CSVデータの場合は、普通徴収欄に1を入力)、給与支払報告書の摘要欄に切替理由の符号(普A~普F)もしくは、理由(給与が不定期など)を入力していただければ、普通徴収切替理由欄の記入は不要です。

また、光ディスクを利用する場合は、総括表の下部にある普通徴収切替理由欄を記入して同封してください。どちらの場合も、普通徴収切替理由が明確に判断できない場合は、特別徴収となりますので、ご注意ください。eLTAXのご利用に際して、不明な点などがございましたら、地方税ポータルシステムをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

なお、光ディスクで提出した場合、通知書は書面での送付となりますので、ご了承ください。

6. 問い合わせ先及び書類提出先

我孫子市役所 課税課 市民税係
〒270-1192 千葉県我孫子市我孫子1858番地
TEL：04-7185-1111(代表) 市町村コード：122220